

個別工事下請契約約款 新旧対照表

新約款（令和 7 年 4 月改訂版）	現約款（令和 2 年 4 月改訂版）
第29条（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更） 工期内に賃金又は物価の変動により請負代金額が不相当となり、これを変更する必要があると認められるときは、元請負人と下請負人とが協議して請負代金額を変更する。 2 当該個別工事を含む元請工事の部分について、賃金又は物価の変動を理由にして請負代金額が変更されたときは、元請負人又は下請負人は、相手方に対し前項の協議を求めることができる。 <u>3 協議に当たっては、工事に係る価格等の変動の内容その他の事情等を考慮する。</u>	第29条（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更） 工期内に賃金又は物価の変動により請負代金額が不相当となり、これを変更する必要があると認められるときは、元請負人と下請負人とが協議して請負代金額を変更する。 2 当該個別工事を含む元請工事の部分について、賃金又は物価の変動を理由にして請負代金額が変更されたときは、元請負人又は下請負人は、相手方に対し前項の協議を求めることができる。

工事下請基本契約約款 新旧対照表

新約款（令和 7 年 4 月改訂版）	現約款（令和 2 年 4 月改訂版）
（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更） 第31条 工期内に賃金又は物価の変動により請負代金額が不相当となり、これを変更する必要があると認められるときは、元請負人と下請負人とが協議して請負代金額を変更する。 2 当該個別工事を含む元請工事の部分について、賃金又は物価の変動を理由にして請負代金額が変更されたときは、元請負人又は下請負人は、相手方に対し前項の協議を求めることができる。 <u>3 協議に当たっては、工事に係る価格等の変動の内容その他の事情等を考慮する。</u>	（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更） 第31条 工期内に賃金又は物価の変動により請負代金額が不相当となり、これを変更する必要があると認められるときは、元請負人と下請負人とが協議して請負代金額を変更する。 2 当該個別工事を含む元請工事の部分について、賃金又は物価の変動を理由にして請負代金額が変更されたときは、元請負人又は下請負人は、相手方に対し前項の協議を求めることができる。